

都道府県を跨いだ 地単公費の現物給付（併用レセプト請求）事例

千葉県我孫子市

併用レセプトによる全国初の県跨ぎの現物給付事例として 実現までの道のりを紹介

※被用者保険の被保険者だけでなく、国保の被保険者も含めた都道府県を跨いだ地単公費の現物給付（併用レセプト請求）が全国初。

※医療機関等において、共通算定モジュールを利用せずに県跨ぎの現物給付を実現した事例。

基本情報

自治体	<u>千葉県我孫子市</u>
所管部署	<u>子ども部 子ども支援課</u>
対象事業	<u>子ども医療費助成</u>
対象地域/ 対象医療機関等	<u>千葉県我孫子市</u>

- ＜対象とした医療機関等＞
- ✓ JAとりで総合医療センター
 - ✓ 近隣の調剤薬局
 - ✓ 日本調剤新取手薬局
 - ✓ すず薬局とりで店
 - ✓ そうごう薬局井野台店
 - ✓ 日本調剤取手薬局
 - ✓ アイン薬局取手店
 - ✓ さんぽう薬局

<u>千葉県我孫子市</u>
<u>子ども部 子ども支援課</u>
<u>子ども医療費助成</u>

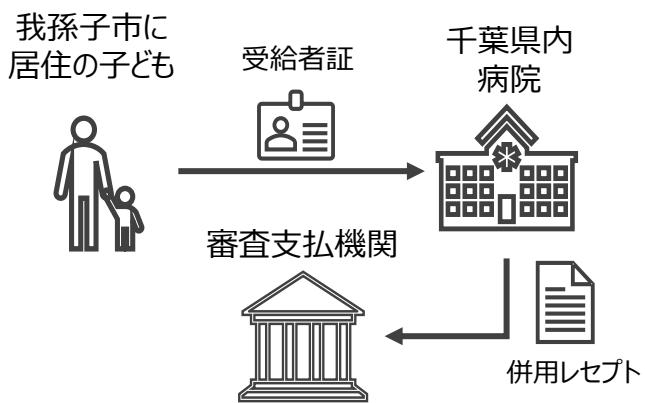


開始時期	<u>令和7年7月診療分（令和7年8月請求分）</u>
参考：対象者	<u>18歳以下</u>
参考：受給者数	<u>約17,000人</u>

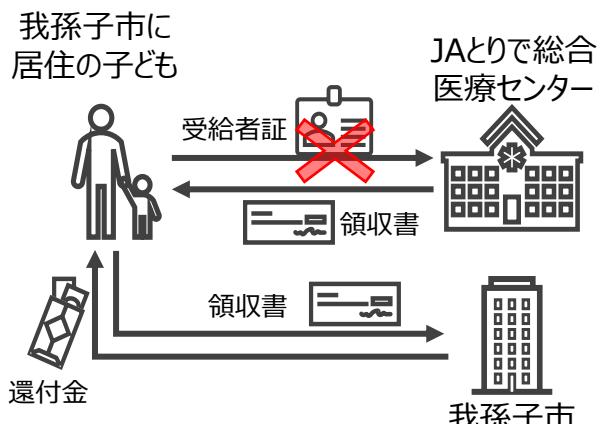
開始の背景

- ・我孫子市内の小児科で入院を受けられる医療機関がなかった。
- ・市内で小児科が不足しており、茨城県との県境に位置していることから、隣接する茨城県取手市内の「JAとりで総合医療センター」で受診する子どもが多くった。
- ・我孫子市では通院1回あたりの自己負担額が300円になる「子ども医療費助成制度」を運営している。
- ・茨城県等の県外医療機関で受診した場合は、一旦医療機関窓口で全額を立て替えて、後日自治体窓口で償還払いの還付を受ける必要があった。

千葉県内医療機関



他都道府県医療機関 (JAとりで総合医療センター)



実現までの対応・調整事項

令和5年10月ごろ	JAとりで総合医療センターとの調整開始
令和5年10月ごろ	千葉県に医療機関との調整開始を報告
令和5年12月ごろ	厚生労働省との調整開始
令和6年1月ごろ	茨城県国保連合会との調整開始
令和6年11月ごろ	実施に向けた我孫子市内の準備開始
令和7年1月ごろ	取手市医師会等との調整開始
令和7年1月ごろ	関係機関（各国保連、JAとりで総合医療センター、厚生労働省）と状況共有
令和7年4月	開始確定。JAとりで総合医療センターと協定を締結
令和7年7月	県跨ぎの現物給付（併用レセプト請求）の開始

関係者調整にあたっての工夫点



＜調整前の準備＞

- ・調整する内容を明確にし、全体像（調整先、調整順）を把握してから関係機関との調整を進めた。
- ・住民の負担軽減は前提のうえで、自治体と医療機関双方の事務の負担軽減を念頭に手法の検討を行った。

医療担当

＜医療機関との調整＞

- ・早期の実現のため、どのように医療機関のレセコン改修（設定変更）をすれば良いかを最初から具体的に確認した。

＜審査支払機関との調整＞

- ・医療機関所在地（茨城県）と自治体所在地（千葉県）の国保連の双方に、請求処理に関する障壁があるかを確認した。

調整にあたっての課題・障壁



医療担当

1. 医療機関との調整

- ・公費番号に関して、医療機関所在地で別制度のものとして同一の番号が使用されている場合、システム制御はどのように行うかの確認を、レセコン業者ごとに行う必要があった。
- ・「18歳以下の子ども」といったように、対象年齢が同じであっても都道府県ごとで制度内容（助成の対象範囲や自己負担の有無等）が異なるため、医療機関での精算におけるルール（※）の確認に時間を要した。
(※) A県では食事療養費が子ども医療費の対象外、B県では食事療養費が子ども医療費の対象と異なることで、医療機関の精算方法の確認に時間を要した
- ・各医療機関での運用によって、県外現物給付の開始にあたっては、レセコン改修（設定変更）だけでなく、電子カルテや帳票に関するシステムの確認が事前に必要であった。確認の結果、今回はレセコンのみの改修で対応できた。

2. 審査支払機関との調整

- ・国保連合会においては、厚労省国保課長通知「県外分診療報酬の全国決済について」に示されている県外分診療報酬の審査支払業務の委託ルールに従い、請求内容の審査を医療機関所在地の国保連が行うこととなり、高額療養費の併用が発生するレセプトの請求金額の調整が難航した。
- ・併用レセプト請求による県外での現物給付を開始する場合、必ず審査支払機関（国保連合会、支払基金）への手続き（書類（適用医療機関の範囲を記したもの）提出による届出）が必要となる。
- ・医療機関で導入しているレセコンの設定状況によって、PMHによる医療機関所在地（都道府県）以外の自治体の地単公費の受給者証確認ができないようになっている場合が存在したことから、PMH以外（紙の受給者証等）の受給資格確認の手段が必要であった。

取組の効果

<住民の声>

- ・ 入院治療となった場合、これまで窓口支払いでの負担が大きかったが、現物給付によって、経済的な不安を抱えずに子どもが治療を受けられるようになった。
- ・ 紹介状で県外の病院を案内され不安だったが、病院と病院近くの調剤薬局の両方で受給券が使えるとわかり、安心して受診することができた。

<自治体事務への効果>

- ・ 入院治療の高額な医療費や感染症流行時の医療費の助成に関して、償還申請処理件数（入院30枚の領収書/月、通院200枚の領収書/月）が減り、事務の負担が軽減された。

全国初の取組としてプレスリリース

（以下は、協定締結の際の写真）



千葉 我孫子 子ども医療費助成 県外窓口でも
全国初の制度導入

（出典）千葉 我孫子 子ども医療費助成 県外窓口でも 全国初の制度導入

我孫子市のHP

千葉県以外で受給券が使用できる医療機関

医療機関名	医療機関住所
J Aとりで総合医療センター	茨城県取手市本郷2-1-1
AIN薬局取手店	茨城県取手市井野台5-1-21
すず薬局とりで店	茨城県取手市井野字井野1184-2
そうごう薬局井野台店	茨城県取手市井野台5-2-29
日本調剤新取手薬局	茨城県取手市井野1195-3
日本調剤取手薬局	茨城県取手市井野台5-2-28
さんぼう薬局	茨城県取手市下高井1969-9

我孫子市は、千葉県以外でも上記の表に記載のある医療機関では、受給券を使用できます。受診時には、必ず受給券とマイナ保険証（又は健康保険資格確認書）を持参し、窓口で提示してください。

（出典）千葉県我孫子市 子ども医療費の助成

今後の展望

東京都をはじめとして、茨城県以外でも受診者の多い医療機関があることから、該当する医療機関が所在する都道府県を優先的に、共通算定モジュールの導入を前提とした地単公費の現物給付が可能となるように準備を進めている。また、他事業（ひとり親家庭の医療費助成等）の現物給付開始に向けた調整を進めていく。